

建築設備工事業における階段、栈橋を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	個人宅の2階住宅居間のクロス貼り工事において、工具が足りなかったため、急いで取りに行こうとし階段を下りる時、誤って高さ2m位から、足を踏み外し転落負傷した。	64	—
6	14~15	1F通路から2F事務所に通じる階段において、同場所の昇りきった床で、脇の壁に書類掛けの為ヒートン（吊り下げ）金具を取り付ける際にバランスを崩し、高さ約2m程の場所から1Fコンクリート床にそのまま落下し、左足踵を骨折した。	48	1~9
7	15~16	会社内2階の休憩室から下りる階段で、休憩時間終了後、事務所に戻るために下る際足を踏み外し、床に転倒し、右足を強打した。	36	10~29
7	17~18	天守3階にて、最終城内確認・戸締まり作業をしているとき、南側石打棚上の確認を終えて階段を降りる際に、一般来城者の侵入防止のため設置されている竹柵の横から降りようとしたところ、後ろ向きに降りたために階段の段数を間違え、右足が伸びきった状態で床に落ちてしまった。	28	50~99
9	11~12	新築工事現場でコンクリート打設前で配筋が完了した所で、スリーブ取付状況及び記録写真を撮影している際に配筋上を歩いた際に、鉄筋上から左足を踏み外し足首をひねった。（実際は歩行中であった）	22	100~299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html